

防災公園地下駐車場
(石垣空港跡地土地区画整理事業内)
に係る住民説明会

令和8年9月16日(水)

事業主体:石垣市 建設部 都市建設課

本日の説明内容

1. 都市計画とは
2. 石垣空港跡地のまちづくり
3. 防災公園の整備
4. 防災公園地下駐車場の整備
5. 防災公園完成までの流れ
6. 建築概要

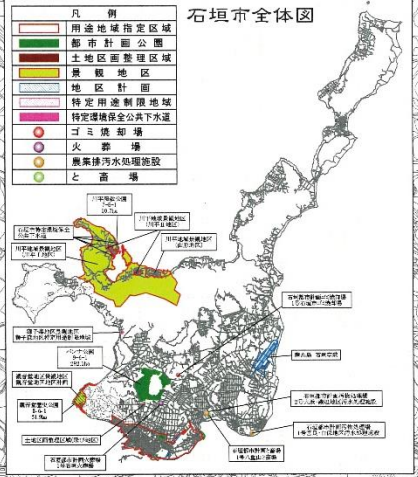
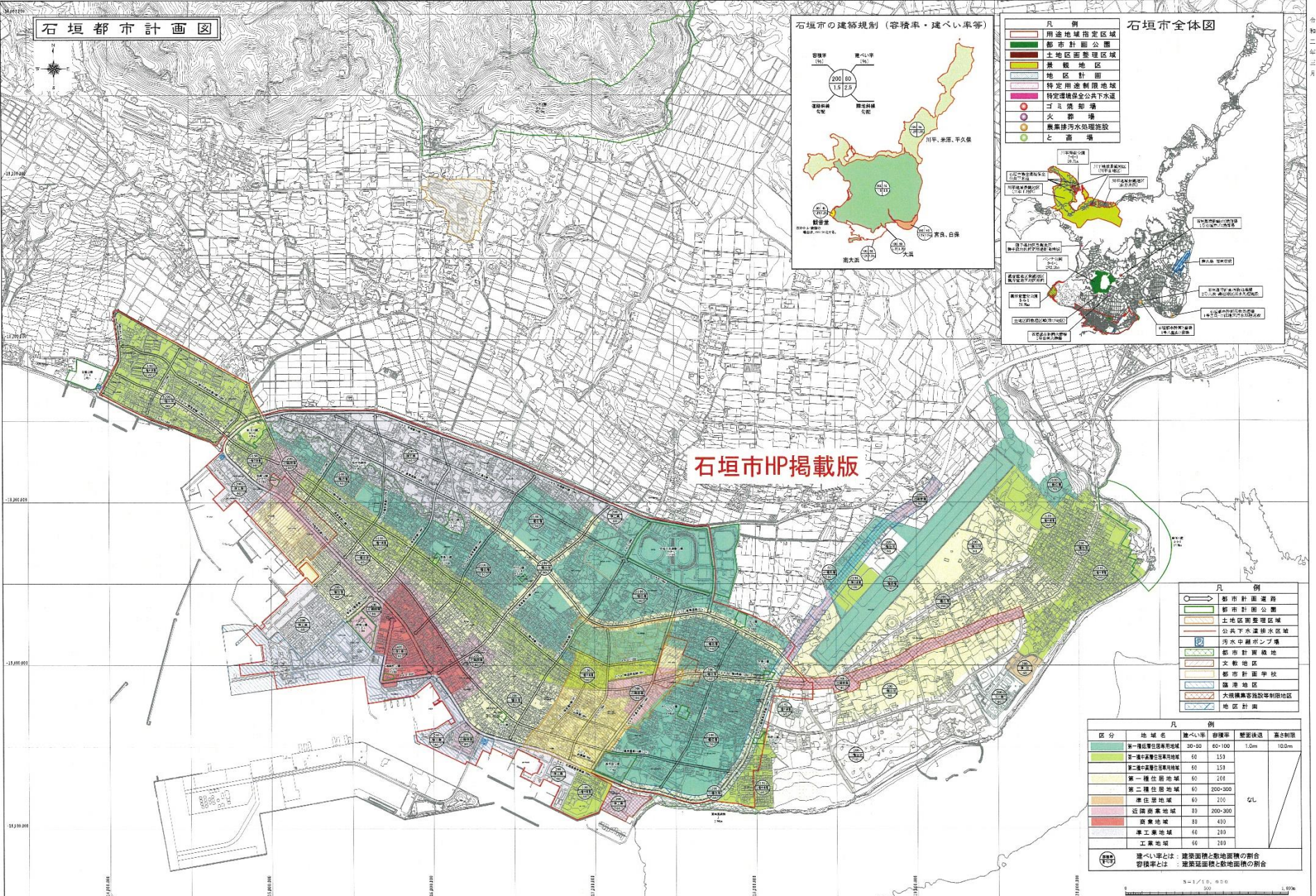
1. 都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、

- ①土地利用（用途地域、地区計画など）の計画
 - ②都市施設（道路、公園など）の整備計画
 - ③市街地開発事業（土地区画整理事業）の計画
- などが必要となります。

都市計画とは、これらの将来の土地利用や各種都市施設整備の方向性を定めるものです。

1. 都市計画とは(石垣都市計画図)



石垣市HP掲載版

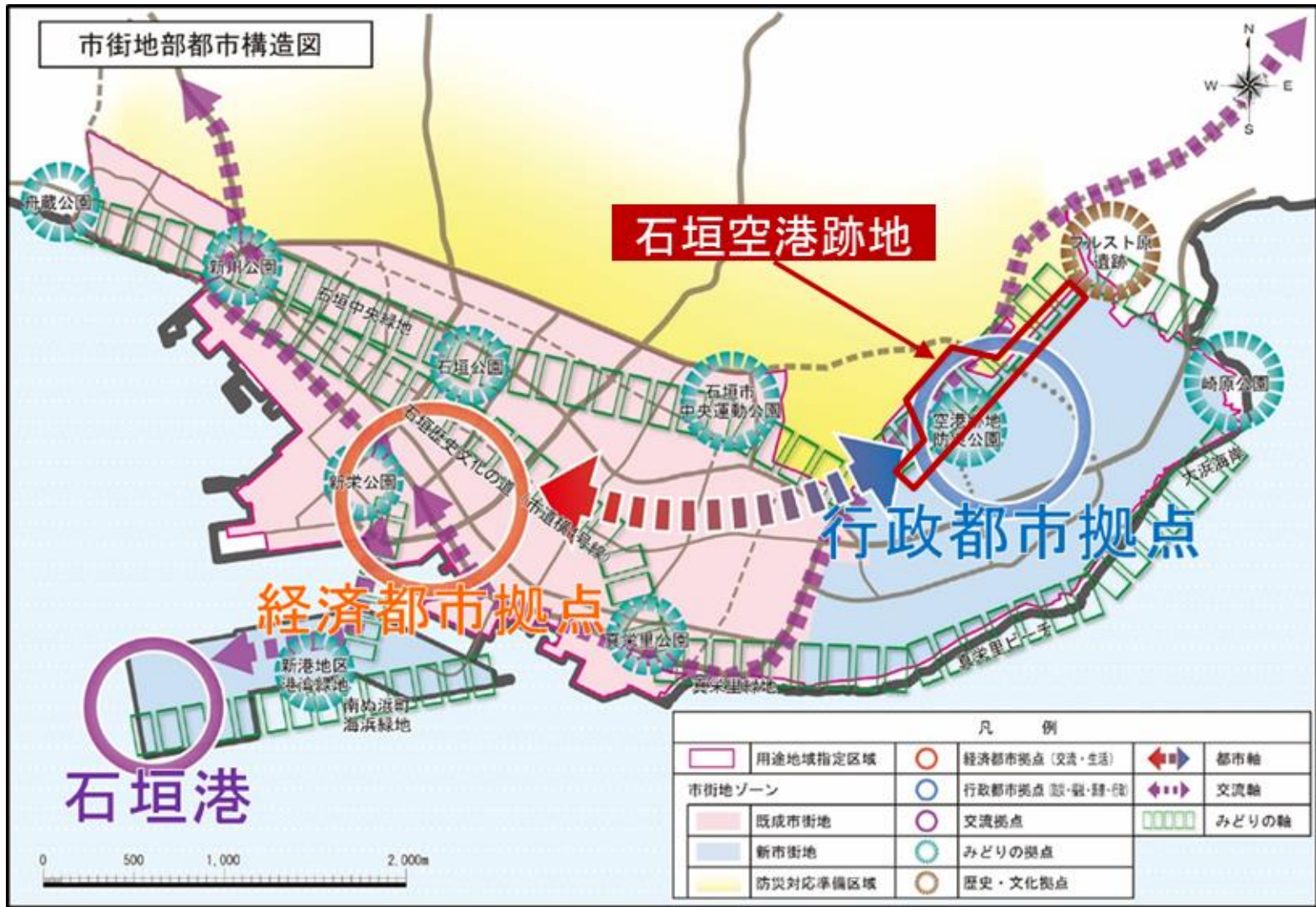
凡例				
○	市計画道路	○	市計画公園	○
■	土地整理区域	■	公共下水道排水区域	■
□	汚水処理ポンプ場	□	都市計画緑地	□
△	文教地区	△	都市計画学校	△
◇	臨港地区	◇	大規模集客施設等制限地区	◇
●	地区計画	●		●

凡例				
区分	地域名	建ぺい率	容積率	高さ制限
第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域	30-50	60-100	1.0m
第二種中層住宅専用地域	第二種中層住宅専用地域	60	150	1.0m
第一種住居地域	第一種住居地域	60	150	1.0m
第二種住居地域	第二種住居地域	60	200-300	1.0m
準住居地域	準住居地域	60	200	1.0m
近隣商業地域	近隣商業地域	80	200-300	1.0m
商業地域	商業地域	80	450	1.0m
準工業地域	準工業地域	40	200	1.0m
工業地域	工業地域	60	200	1.0m

建ぺい率とは：建築面積と敷地面積の割合
容積率とは：建築延面積と敷地面積の割合

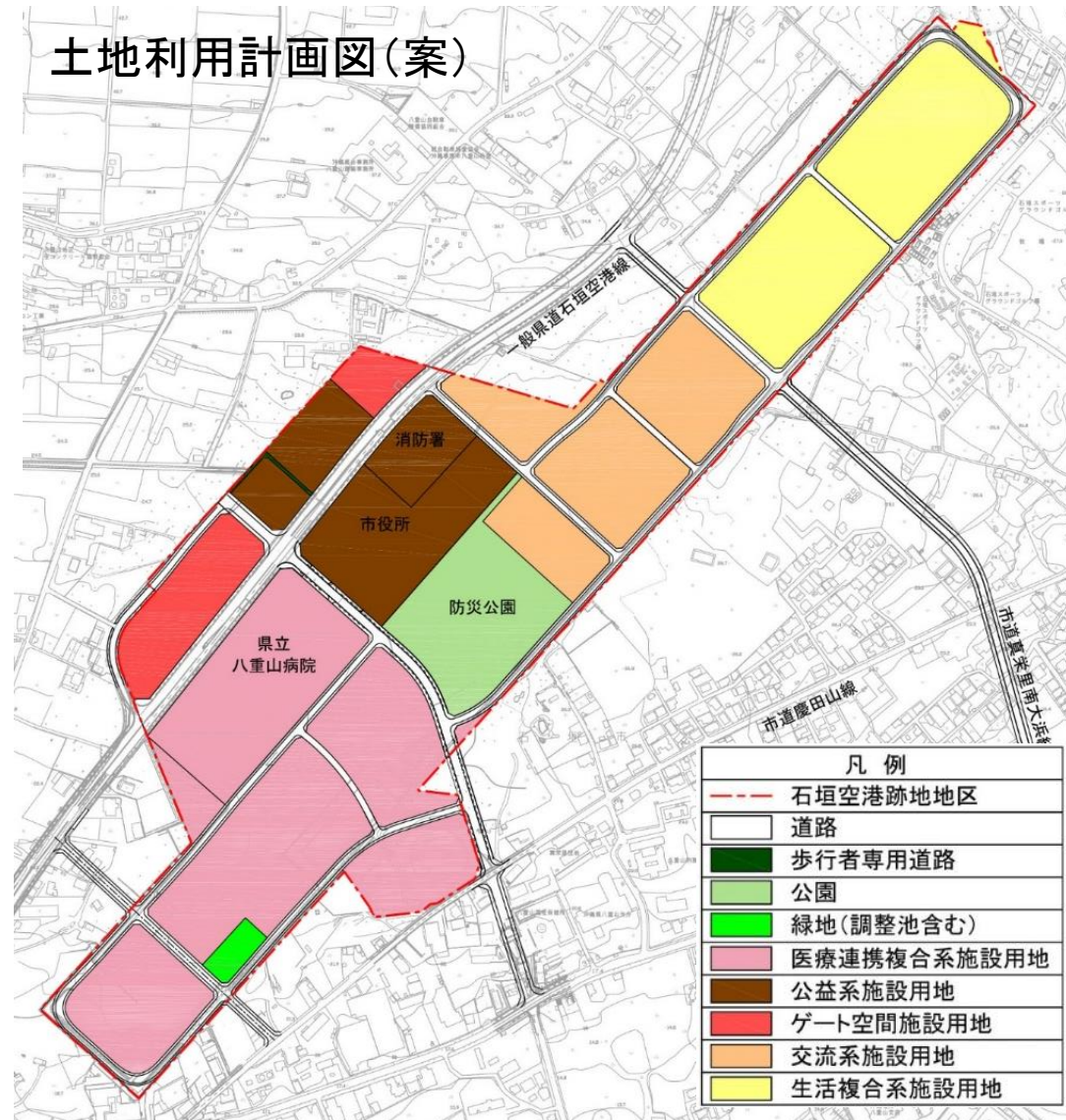
2. 石垣空港跡地のまちづくり(石垣市都市計画マスタープラン)

- ・石垣港を中心とした「経済都市拠点」と空港跡地を中心とした「行政都市拠点」を二つの核として、有機的に結ぶネットワークの形成を図っていきます。



2. 石垣空港跡地のまちづくり(石垣空港跡地 土地利用計画図(案))

- ・市街地開発事業(土地区画整理事業)により、行政機能、医療・福祉機能等の集積と防災機能が備わった新たな拠点として、人が集い、安全安心なまちづくりを推進、地区周辺の公共施設も併せて計画的に整備します。
- ・市役所、消防本部および県立八重山病院に隣接した防災公園を整備することで、地域の防災機能の向上を図ります。
- ・国道390号の交通混雑解消、既成市街地と南大浜地域の連携強化を図ります。



3. 防災公園の整備

公園の概要

- 本公園の計画地は、災害リスクの少ない高台に位置するとともに、市役所や消防本部、災害医療指定病院の「県立八重山病院」に隣接していることから、これら周辺施設と連携した防災機能を有する公園。
- 一方、平常時は市役所やその他周辺店舗等との多様な連携が考えられ、市民や観光客の新たな憩いの場として、多様な利用を受け止められる居心地のよい使われる新たな公園。

項目	概要
所在地	沖縄県石垣市空港跡地区画整理事業地域内
公園面積	約3.2ha
公園種別	近隣公園(防災公園)
用途地域	第1種低層住居専用地域
主な施設(案)	芝生広場、園路、便益施設、 駐車場(地下含む)、遊具、屋根付き広場

4. 防災公園地下駐車場の整備

機能の追加

【国家安全保障戦略】（令和4年12月）

我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している

- 武力攻撃を含む我が国の安全を脅かす事態に際しては、防衛力を含む総合的な国力を活用して、その侵害を排除する
 - 国民保護という観点からは、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、様々な種類の避難施設の確保等に取り組む
- ★武力攻撃より十分に先立って、住民等の広域避難を開始し、完了することが住民等の安全を確保する上で最も重要であるが、
避難の困難性がある地域では、一定期間避難可能で
堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設」を整備
平時⇒「地下駐車場」を整備

4. 防災公園地下駐車場の整備

建築制限

建築基準法第48条（現状 ⇒ 都市計画決定後）

用途地域：第1種低層住居専用地域 ⇒ 準住居地域

自動車車庫：制限あり ⇒ 規模・階数に制限なし

- ・ 整備の主体・手法については、市町村が、国の財政措置を受けて、
公共・公用施設の地下（有事は特定臨時避難施設として利用）に整備する
- ・ 特定臨時避難施設においては、国から迅速な整備が求められている

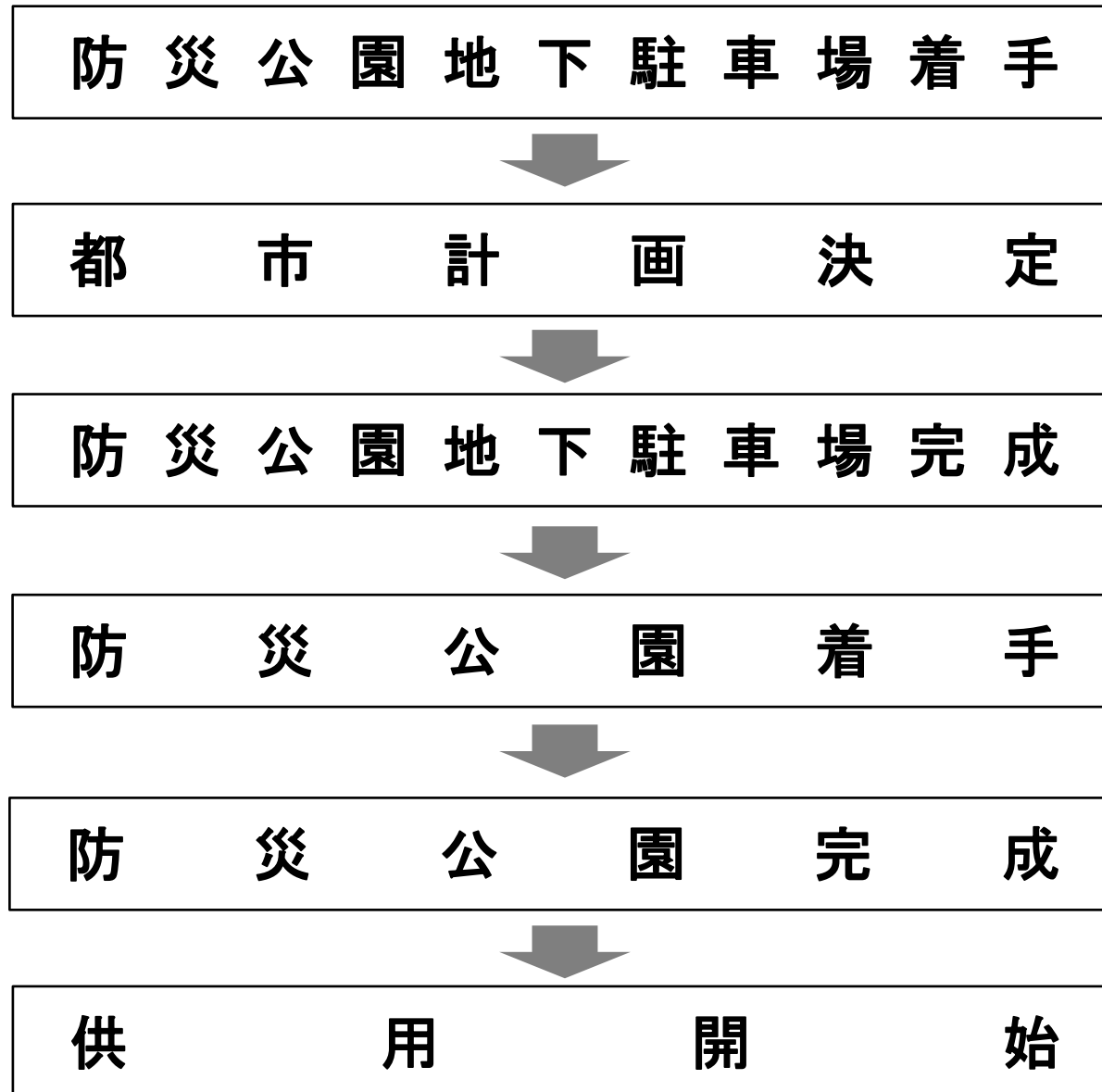


空港跡地地区の都市計画決定に先立ち、整備に着手する必要がある



建築基準法第48条第1項ただし書き許可申請が必要

5. 防災公園完成までの流れ



令和9年度予定

用途地域の変更

6. 建築概要



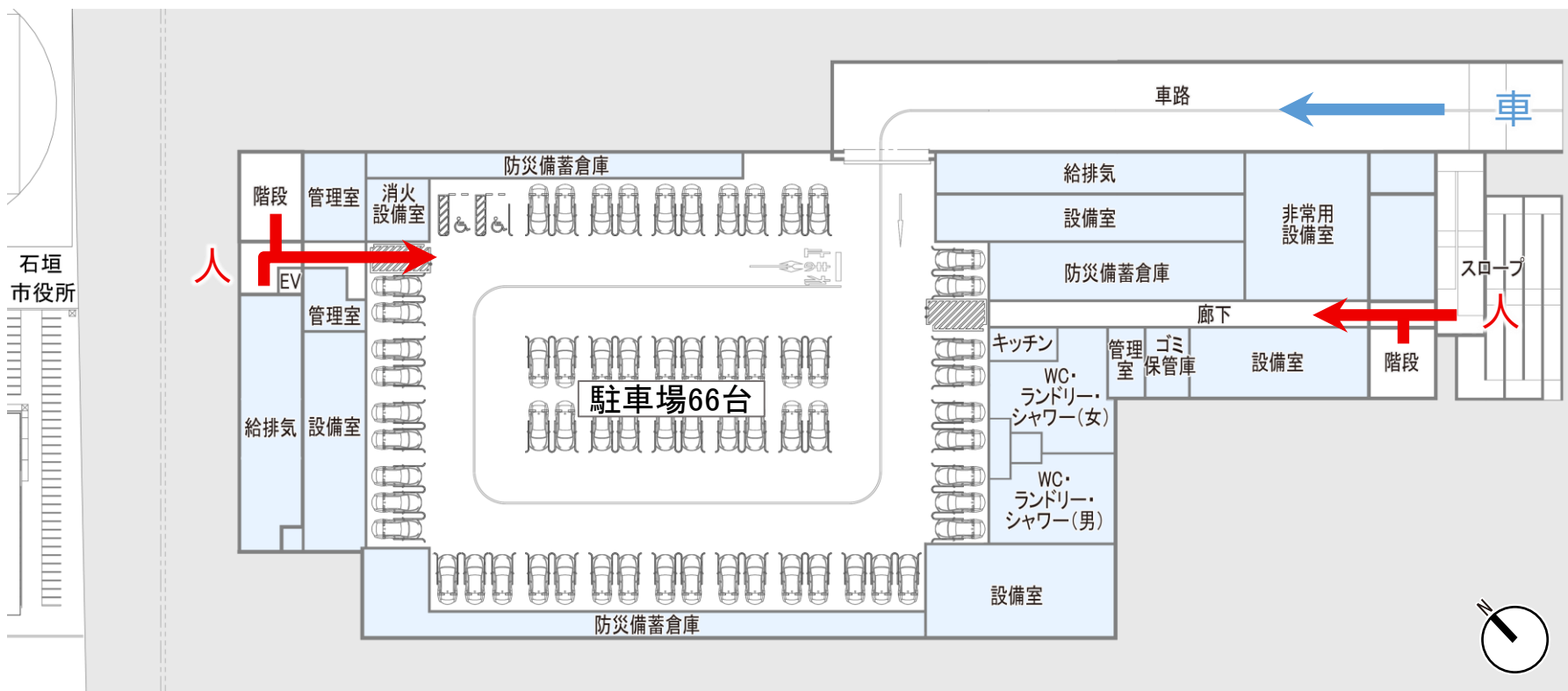
6. 建築概要



※現在、実施設計中で内容は変更する場合があります。

地上平面図

6. 建築概要



※現在、実施設計中で内容は変更する場合があります。

駐車場エリア

地階平面図(平時)

6. 建築概要



鳥瞰(南側より)

※現在、実施設計中で内容は変更する場合があります。

6. 建築概要



※イメージ図

駐車場(平時)

ご清聴いただきありがとうございました